

帰れません問題

- ・ 1～30の問題を解いてください。ただし、時間が遅いときは20迄で一度見せて下さい。
- ・ かならず解答欄には「答え」を全部書いてください（書いた答えは消さないこと）

	問題	1	2	3
01	立体的形状からなる標章については、これを商品自体の形状として当該商品を生産することは商品に標章を付する行為として商標法上の使用に該当し、これを広告用の店頭人形自体の形状として当該店頭人形を作成する行為は、広告に標章を付する行為となるため、商標法上の使用に該当する。			
02	業として受託により布地を防虫加工する者が当該防虫加工をしたことを示すために当該布地に付する標章は、役務について使用をする標章に該当し、業として布地を検査してその布地が羊毛を100%使用しているという品質を証明する者が当該布地の品質を証明したことを示すために当該布地に付する標章は、商品について使用をする標章に該当する。			
03	商標登録出願に係る商標が、「商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、当該出願の指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産されていることを要する。			
04	商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標が、商標登録の要件を欠くとされるのは、現実に産地表示として一般的に使用されている標章であって商標としての機能を果たし得ないからであって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものとして特定人によるその独占使用を認めるのが公益上適当でないことを理由としては、当該商標登録出願は拒絶されることはない。			
05	商標法第3条第1項第6号は、同第1号ないし同第5号には該当しないが、例えば、地模様、キャッチフレーズ、単なる元号のようなものであって、それ自体が自他商品・役務の識別性を有しない商標に適用される。			
06	ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、商標登録出願時に、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないときは、商標登録されることがない。			
07	商標登録出願に係る商標が、その商標登録出願の時ににおいて商標法条約の締約国の国の紋章であって経済産業大臣が指定するものと類似するものであれば、査定時に当該紋章が経済産業大臣の指定するものでなくなった場合でも、商標登録を受けることはできない。			
08	UNESCO等の国際連合の専門機関の標章やEURATOM（欧州原子力共同体）のような地域的機関の標章であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標は、いかなる商品・役務についても常に登録を受けることができない。			
09	国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章と同一又は類似の商標は、商標登録を受けることができない場合はない。			

10	商標権の存続期間が経過した場合、その商標権に係る商標及び指定商品と同一又は類似の関係にある他人の商標登録出願は、その満了日後直ちに商標登録を受けることができる。			
11	甲が商標登録出願したところ、当該商標登録出願に係る商標が元号と認識されるにすぎず、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であるから商標法第3条第1項第6号に該当するとの理由で拒絶の理由が通知された。この場合、甲がその商標を使用した結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものになっていたとしても、商標法第3条第2項の規定の適用を受けることができない。			
12	地方公共団体の監督用の記号のうち著名なものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするものは、商標登録される場合はない。			
13	地方公共団体が開設する品評会の賞を受けた者からその営業を承継した者により出願された、その賞と同一の標章を一部に含む商標は、商標登録されることはない。			
14	甲の出願した商標イは、その構成の一部に「乙さんも絶賛」という著名な評論家乙の氏名入りコメントが記載されている。前記コメントを商品の広告に使用する同意を得ていても、商標登録を受けるについては別途乙の承諾を得なければならない。			
15	商標登録出願に係る商標が先願に係る他人の登録商標と類似するものであって、当該商標登録出願に係る指定商品がその先願に係る他人の登録商標の指定商品と類似するものである場合には、その他人の承諾を得たときは、出願人は、当該商標登録出願に係る商標について商標登録を受けることができる。			
16	商標法第4条第1項第16号にいう「商品の品質又は役務の質の誤認」とは、その品質又は質の劣悪には関係がないので、外国の国家名や地名を含む商標は、いかなる場合であっても商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の品質又は質の誤認を生ずるおそれがあるものに該当することはない。			
17	商標登録出願に係る商標が、その出願に係る指定商品が当然そなえる特徴のうち政令で定めるものを含む場合には、その商標は、商標法第4条第1項第18号の規定に該当するものとして、商標登録を受けることができない。			
18	地域団体商標登録を受けようとする者は、その商標登録出願において商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならないが、これらの書類の提出がされない場合は、審査官は、商標法第15条第1号（拒絶の査定）に該当する旨の通知をしなければならない。			
19	新たな商標登録出願についてパリ条約による優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる出願がなされたパリ条約同盟国が発行する優先権証明書を必ず提出しなければならない。			
20	商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができるが、その場合は、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなくてもよい場合がある。			

21	役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供するため貸し渡す物に標章を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために輸入する行為は、商標法第2条に規定する標章についての使用に該当する。			
22	靴販売店において、売り場に備え置く試着用の靴べらに標章を付する行為は、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為」に該当する。			
23	指定商品との関係で識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字からなる平面標章との結合により構成される商標は、立体商標として登録することができる場合がある。			
24	特定の地域における茶わんの生産者で構成される法人格を有する事業共同組合は、これまで産地名を商標として茶わんに使用した実績がない場合であっても、指定商品を「茶わん」としてその産地名のみからなる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。			
25	複数の商品を指定商品として商標登録出願をしていたところ、それらの指定商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標ではあったが、使用をされた結果、指定商品の中の1つが、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至った場合、当該出願に当初から記載されたすべての商品について商標登録を受けることができる。			
26	指定商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標につき、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるとして商標登録を受けることができるのは、当該商標登録出願に係る出願人自らがその商標を使用していた場合に限られるものではない。			
27	指定商品に類似する商品についての登録商標の使用は商標権又は専用使用権を侵害するものとみなされるところ、商品の類否は、商品自体が取引上誤認混同のおそれがあるかどうかを基準として判断すべきであって、商品の出所についての誤認混同のおそれがあるかどうかを判断基準とする必要はない。			
28	他人の登録防護標章と色彩のみが異なる商標であって、その登録防護標章に係る指定商品について使用するものは、商標法第4条第1項第12号に該当するから、商標登録されることがない。			
29	願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩が白の場合、商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち白い部分はその商標の一部であるものとみなされる場合はない。			
30	願書に記載した指定商品についてした補正が、要旨を変更するものであるとして、審査官により決定をもって却下されたので、その後、商標登録出願人は要旨を変更することのない適切な補正を新たに行った。この場合、審査官は当該決定の謄本の送達があった日から3月を経過しなくても、当該商標登録出願について査定を行うことができる。			

試験用 右のサイトから回答を入力して、一人帰れませんを実行してください。

全問正解するとキーワードが表示されます

<https://baba-p.com/zemi/230218/>

